

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年10月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100058号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100038号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和52年3月24日から同年5月19日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和52年3月24日から同年5月19日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和52年3月24日から同年5月19日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年3月24日から同年5月19日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録がない。

A社に入社後、同社B支店で勤務していたが、昭和52年3月24日から同社D支店開設準備メンバーとして勤務し、同年5月19日付辞令で同社E支店付きD支店開設準備社員として異動後、同年6月23日付けで同社D支店に異動となったと記憶している。

C社発行のA社における在籍に関する証明書(写)及び企業年金連合会の回答書(写)を提出するので、調査の上、昭和52年5月19日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたC社発行のA社における在籍に関する証明書(写)及び企業年金連合会の回答書(写)、C社から提出された請求者に係る人事記録(写)、雇用保険の加入記録並びに複数の同僚の回答から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務(昭和52年5月19日にA社B支店から同社E支店に異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店に係る事業所別被保険者名簿の昭和52年2月の記録及び企業年金連合会から提出された請求者のF厚生年金基金に係る

中脱記録照会（回答）における当該期間の報酬給与から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和52年3月24日から同年5月19日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100078号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2100007号

第1 結論

平成14年*月から平成15年3月までの請求期間及び同年8月から平成18年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成14年*月から平成15年3月まで
② 平成15年8月から平成18年3月まで

請求期間①及び②について、私は、大学生であったため、国民年金保険料の学生納付特例制度の申請手続きを行った。その後、大学を卒業し、就職してから数年後、日本年金機構から過去の国民年金保険料の未納分を追納できる旨のハガキが届き、学生納付特例期間を納付済期間にしたことから、A年金事務所の総合窓口で納付書をもらい、平成25年3月28日にB銀行の窓口において約50万円の保険料をまとめて追納した。しかしながら、国の記録によると、請求期間①及び②は、学生納付特例期間のままになっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、国民年金保険料の学生納付特例制度の申請手続きを行い、当該期間に係る国民年金保険料を追納した旨主張しているところ、請求者のオンライン記録によると、当該期間は、学生納付特例の期間となっていることが確認できる。

しかしながら、学生納付特例期間の国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、請求者は、追納の申込みに係る記憶が明確ではなく、日本年金機構は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金追納保険料納付申込書は確認できない旨回答しており、オンライン記録においても、請求者の当該期間に係る追納の申込記録は確認できない。

また、請求者は、平成25年3月28日に約50万円の国民年金保険料をまとめて追納した旨主張しているところ、日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金後納保険料納付申込書(写)から、請求者が過去10年以内の未納期間に係る国民年金保険料を納めることのできる後納制度により、平成15年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料について後納保険料の申込みを行っている(後納の申出日:平成25年2月28日)ことが確認でき、オンライ

ン記録において平成25年3月28日に当該期間の後納保険料として5万8,880円を納付していることが確認できるが、請求期間①及び②に係る追納保険料の納付については確認できない。

さらに、上述の後納の申出日に、請求者が請求期間①及び②に係る国民年金保険料の追納の申込みが承認された場合においても、当該期間のうち一部期間については、保険料を追納することができる10年を経過しているため、追納することができない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料をB銀行において納付した旨主張しているところ、B銀行C事務センターは、過去5年を超える領収済通知書を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る保険料の追納について確認することができない。

また、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を追納したとする平成25年の時期は、国に収納事務が一元化された平成14年*月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の過誤があったとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（追納申込承認通知書、家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。